独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構の理事長	外務大臣
独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人国際交流基金の理事長	外務大臣
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む）	独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会の理事長	文部科学大臣
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の理事長	内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長	文部科学大臣
独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長	文部科学大臣
独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構の理事長	厚生労働大臣
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十三条	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長	国土交通大臣
独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条	独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構の理事長	環境大臣
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構の理事長	文部科学大臣
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十二条	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長	文部科学大臣
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長	厚生労働大臣
国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（復興庁組織令の一部改正）

2　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の項中「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に改める。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「以下この項に」を「第一号に」に改め、第四十五号及び第四十六号を削り、第四十七号を第四十五号とし、同項に次の二号を加える。

四十六　国際特許分類記号H一〇F三〇／〇〇、H一〇F三〇／一〇、H一〇F三〇／二〇、H一〇F三〇／二一、H一〇F三〇／二二、H一〇F三〇／二三、H一〇F三〇／二五、H一〇F三〇／二六、H一〇F三〇／二七、H一〇F三〇／二八、H一〇F三〇／二九、H一〇F三〇／二九二、H一〇F三〇／二九五又はH一〇F三〇／二九八に該当する技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの

四十七　国際特許分類記号H一〇F三九／一〇、H一〇F三九／一二、H一〇F三九／一五又はH一〇F三九／一八に該当する技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
経済産業大臣　武藤　容治